

○常総衛生組合財政事情書の作成及び公表に関する条例

例

〔令和6年10月1日
常総衛生組合条例第5号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第243条の3第1項に規定する財政状況の公表に関する文書（以下「財政事情書」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(財政事情書の公表時期)

第2条 財政事情書は、前年度の決算におけるものを9月末日までに、当該年度予算に係る4月1日から9月30日までの期間におけるものを11月末日までに公表するものとする。

(財務事情書の内容)

第3条 財務事情書には、次の各号に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 歳入歳出予算の執行状況
- (2) 財産、地方債及び一時借入金の現在高
- (3) その他管理者が必要と認める事項

(財政事情書の公表)

第4条 財政事情書の公表は、組合ホームページに掲載して行うものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。